

発議第1号

令和6年3月6日

四万十町議会議長 味元 和義 様

提出者 四万十町議会議員

田辺 哲夫

賛成者 四万十町議会議員

田辺 珠喜

最低賃金法の改正と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出
します。

最低賃金法の改正と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書（案）

昨年から続いている物価の高騰は、四万十町民の生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことがこれまで以上に重要になっている。

2023 年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給 1,113 円、高知県では 897 円、最も低い県では 893 円に過ぎない。毎日 8 時間働いても月 12 万～16 万円（税込み）であり、最低賃金法第 9 条第 3 項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、高知県と東京都では、同じ仕事でも時給で 216 円もの格差がある。この地域間格差は、16 年で約 2 倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の 3 要素「労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。

このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD 諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会を作りたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金 1,500 円以上をめざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小零細企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生活とくらしを守ること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

2024 年 3 月 日

高知県高岡郡四万十町議会

内閣総理大臣 岸田文雄 殿
厚生労働大臣 武見敬三 殿